

～笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ～

# 白子町第5次総合計画

平成30年度 ▶ 平成39年度  
(2018) (2027)

白子町



## はじめに



白子町では、これまで4次にわたり、まちづくりの基本的な指針となる「白子町総合計画」を策定し、総合的かつ計画的に行政を進めてまいりました。

近年は本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行、地方分権社会の進展など、本町を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、持続可能なまちづくりを進めるためには、より地域の特性を生かして魅力を高めていかなければなりません。

こうした中、これまでのスタンスにとらわれることなく、我々の子どもたち、そして孫たちへと、20年先、50年先も本町に住んでいただく方々の明るい未来を創るため、新たに「第5次総合計画」を策定することといたしました。

策定にあたりましては、住民の皆様によるワークショップや子育て世代の皆様へのアンケートを実施し、各分野に携わる団体等の代表者で構成される白子町振興審議会において審議をいただきつつ進めてきたところです。

このたび、町民憲章の精神を継承しつつ、これまでの歩みを確かなものとし、さらなる発展と、郷土への誇りと愛着を深め、ずっと住み続けたいまちを目指こととし、「笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ」をテーマとした平成39年度(2027年度)を目標年次とする新たなまちづくりの方向を示す「白子町第5次総合計画」を策定いたしました。

これまで以上に町民と行政が積極的に創意工夫し、お互いの責任と役割分担による「参加と協働のまちづくり」を、より効率的、効果的に推進し、町民の皆様にも活力あるまちづくりに積極的に参加していただきたいと考えております。

むすびに、本計画の策定にあたり、格別のご尽力を賜りました白子町振興審議会委員、白子町議会議員の方々をはじめ、ワークショップやアンケート、パブリックコメント等にご協力をいただきました皆様方に心からお礼を申し上げますとともに、計画の達成に向け、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

白子町長 **林 和 雄**



### 町章 昭和49年12月19日制定

白子町の「白子」を図案化したもので、円形は平和と円満な町行政の理想を象徴しています。



### 町の木「黒松」 昭和45年10月29日制定

千葉国体記念郷土緑化推進運動の一環として、町民から公募により制定されました。

黒松は、白子海岸に白砂青松の景観を呈する砂浜と松林として、町民から愛され、塩風や飛砂の害から人家や農地などを守っています。



### 町の花「ひまわり」 平成2年10月1日制定

ふるさと創生の一環として白子町のイメージアップのため、町民アンケートなどにより制定されました。

花言葉は「光輝く」などで、ひまわりのように光輝くまちになってもらいたいという思いを込めて町の花に制定されました。

### 町のシンボルキャラクター「げんき君」

平成7年2月11日制定



白子町合併40周年の記念事業として制定され、体は太陽と情熱の赤、髪の毛は九十九里浜の大波を表し、足の緑と黄色は町の木黒松と町の花ひまわりを表現しています。元気いっぱいの子どもで、豊かな実りある町を象徴したものです。

# 第 1 編 基本構想

## はじめに

### ■総合計画とは

総合計画とは、地方自治体がさまざまな取組を行う上でより所となる最上位の計画であり、基本理念、まちの未来像やまちづくりの基本方針、重点施策、その具体的な計画などを総合的、体系的に示したものです。

また、この総合計画が真に役立つためには、町民が計画の目的や手段を理解し、地域課題解決の主体となっていくことが重要です。

### ■計画策定の趣旨

本町では、平成21年3月に平成29年度を目標年次とした「白子町第4次総合計画」を策定し、町政の各種施策を展開し、参加と協働のまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少に伴って、暮らしや経済、地域コミュニティへのその影響が少しずつ大きくなる一方、東日本大震災を経験し、人と自然、人と人の関係を重視した、ともに生きる地域社会のあり方が見直されています。

本計画は、まちの未来像を町民と行政が共有するとともに、その実現に向けて重点的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「白子町第5次総合計画」を策定するものです。

# 第1編 基本構想 ○ 目 次 ○

第1章 計画の出発点	1
第1節 白子町の現状と社会経済情勢の動向	1
1. 広域の中での白子町の特徴と交流及び連携の状況	1
2. 白子町の現状	4
3. 町をとりまく社会動向	14
第2節 行政施策と参加と協働のまちづくりの実施状況	16
1. 行政施策の実施状況	16
2. 参加と協働のまちづくりの実施状況	16
第3節 計画の出発点	17
1. 時代の変化に応じた地域振興目標の捉え方	17
第2章 計画の体系	19
第1節 計画の名称	19
第2節 目標年度、計画の構成	19
第3章 まちの将来像	20
第1節 基本構想の目標	20
第2節 人口	21
第3節 土地利用	23
第4章 施策の大綱	24
第1節 健幸で「いきいき・のびのび」地域の力でまちづくり	25
1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり	25
2. 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり	26
第2節 にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり	27
1. いきいき働く産業づくり	27
2. 多彩で魅力あるまちづくり	28
第3節 参加と協働のまちづくり	29
1. 参加と協働のまちづくりの推進	29
2. まちの行財政運営	30
第5章 総合計画の重点施策	31

# 第1章 計画の出発点

## 第1節 白子町の現状と社会経済情勢の動向

### 1. 広域の中での白子町の特徴と交流及び連携の状況

#### ●広域的位置と特徴

##### (1) 千葉県の中での白子町

##### ○千葉県内での位置

- ・白子町は、千葉県の中央部、九十九里浜沿いの北緯 35 度 25～29 分、東経 140 度 20～25 分に位置しています。
- ・県都千葉市までは、電車で茂原駅及び大網駅から 25～30 分、自動車では、県道茂原白子線、千葉外房有料道路経由で約 30 km、40 分で結ばれ、県内では比較的千葉市への交通の利便性が高い位置にあります。東京までは、電車で茂原駅から特急を利用して約 50～60 分、高速バスで白子車庫から約 90 分、自動車では京葉道路または首都高速湾岸線経由で約 70 km、80 分で結ばれています。更に、圏央道の開通により、アクアラインへのアクセスも向上し、東京・神奈川が一層近くなりました。

##### ○特徴

- ・千葉県内の市町村の人口密度をみると、都市部では約 4,000 人/k㎡なのに対して白子町では、約 400 人/k㎡であり、都市部に比べ、ゆとりある生活環境が形成されています。
- ・白子町には、県内有数の自然資源である九十九里浜や温泉があり、アカウミガメ、シロチドリ、ハマヒルガオなどの希少な動植物も生息し、自然環境に恵まれた地域です。
- ・白子町は、千葉県内において、豊かな自然資源、生活環境に恵まれているとともに、千葉市を中心とした高次都市機能を享受できる地域としての特徴をあわせもっています。

※高次都市機能：行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響のある機能。

図 1-1 白子町の広域的位置図





## (2) 長生郡の中での白子町

### ○長生郡内での位置

- ・白子町は、長生郡市の北東部に位置しています。
- ・長生郡市の中核的な都市である茂原市に隣接し、その中心部までは約 10 km、自動車では 20 分で結ばれています。

※長生郡市：茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町の 1 市 5 町 1 村。

### ○特徴

- ・白子町の産業は、農業と観光が中心で、主に中小企業者が多くなっています。長生郡市で見ると、農業産出額及び観光客数ともに茂原市に次いで 2 番目となっています。観光宿泊者数については長生郡市で第 1 位を誇り、特にテニスを中心としたスポーツ観光や九十九里浜を活かした観光など、多様な観光資源を有しています。
- ・自然資源として、一宮町、長生村とともに、長生郡市の風景や環境を形成している九十九里浜を有しています。
- ・白子町は、長生郡市において、郡の自然的、地理的特徴でもある九十九里浜を有し、農業と観光が盛んな地域としての特徴があります。

図 1-2 長生郡内における白子町の位置図



## ●交流及び連携の可能性と現状

### (1) 観光

○観光客は、県内、首都圏各地から来訪

- ・白子町を訪れる観光客は、年間約90万人で、県内、首都圏など主に都市部からの観光客が中心です。



テニスのメッカ白子町

○県内随一のテニス観光地、スポーツ合宿のメッカ

- ・白子町は、年間約35万人のスポーツ観光客が来訪しています。特に約340面のテニスコートを有する、県内随一の施設量を誇るテニス観光地です。
- ・学生を中心としたテニス合宿をはじめ、駅伝、野球、サッカーなどの多様なスポーツ合宿が毎年定期的に行われています。また、競技種目も多様化する傾向にあり、テニス中心だったスポーツ施設も利用者のニーズに合わせ、グランドゴルフ場などに変化してきています。

### (2) 住民活動・イベント

○九十九里海岸クリーン事業

- ・白子町、長生村及び一宮町の海岸3町村において、長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護、美しい海岸景観の保持を目的として、年1回一斉清掃活動・九十九里海岸クリーンを継続しています。

○「南白亀川イカダのぼり大会」などのイベント参加者の増加・広域化

- ・定着したイベント（白子チューリップ祭り、白子たまねぎ祭り、南白亀川イカダのぼり大会、白子カップ大会、しらこ温泉桜祭り等）などの盛り上がりを受けて、各種イベントを通じ多様な交流の素地造りは一定の水準に達し、地域を超えた交流や人と人との繋がりを築くイベントを実施しています。



南白亀川イカダのぼり大会

### (3) 行政サービス

○長生郡市広域市町村圏組合による広域行政

- ・現在、長生郡市広域市町村圏組合では、長生郡市内全域を対象に、水道、消防・救急医療、病院、ゴミ処理、介護保険・障がい（支援）区分認定などの行政サービスを行っています。



## 2. 白子町の現状

### ●沿革

- ・ 白子町に人が住みつき、生活を始めたのは6世紀頃といわれ、これを立証する土師器が浜宿新田遺跡から出土しています。また、九十九里地引網漁業の発祥の地といわれ、特に江戸時代は、日本最大のいわし漁場として栄え、ここで生産された干鰯（ホシカ）やメ粕（シメカス）は農産物の肥料源として全国的に取引されました。
- ・ 昭和30年2月11日に白潟町、関村、南白亀村が合併し、主に地理的特性を活かした農業と観光の町として発展しました。その後、平成に入り都市化がゆっくりと進展し、豊かな自然環境を残しながら、生活基盤の整備が進み現状に至っています。
- ・ 今後は、安定成長への移行と環境問題への関心の高まりに呼応した、地域資源見直しの時代といわれ、地域の歴史や地域資源、生活基盤を活かしながら、豊かな地域生活を実現することが求められています。



### ●人口

- ・ 人口は11,149人（平成27年：国勢調査）で、平成12年に初めて人口が減少に転じ、その後も減少が続いています。
- ・ 15歳未満人口は10.7%（平成17年：国勢調査）から9.3%（平成27年：国勢調査）に減少、65歳以上人口は26.3%から36.6%に増加し、少子高齢化が進んでいます。

- ・人口の減少や少子高齢化の流れは、全国的な傾向であり、まちづくり施策も、人口の増加を前提とした、宅地供給や住民サービスニーズの量的拡大への対応施策から、住民サービスニーズの質的転換や豊かな地域生活の実現、地域活性化政策として人口受入れを進めるための施策に転換する時期にきていると考えられます。また、白子町総合戦略においても「地方への新しい人の流れをつくる」として、移住・定住の基本目標が設定されています。

図 1-3 白子町の人口・世帯数の推移

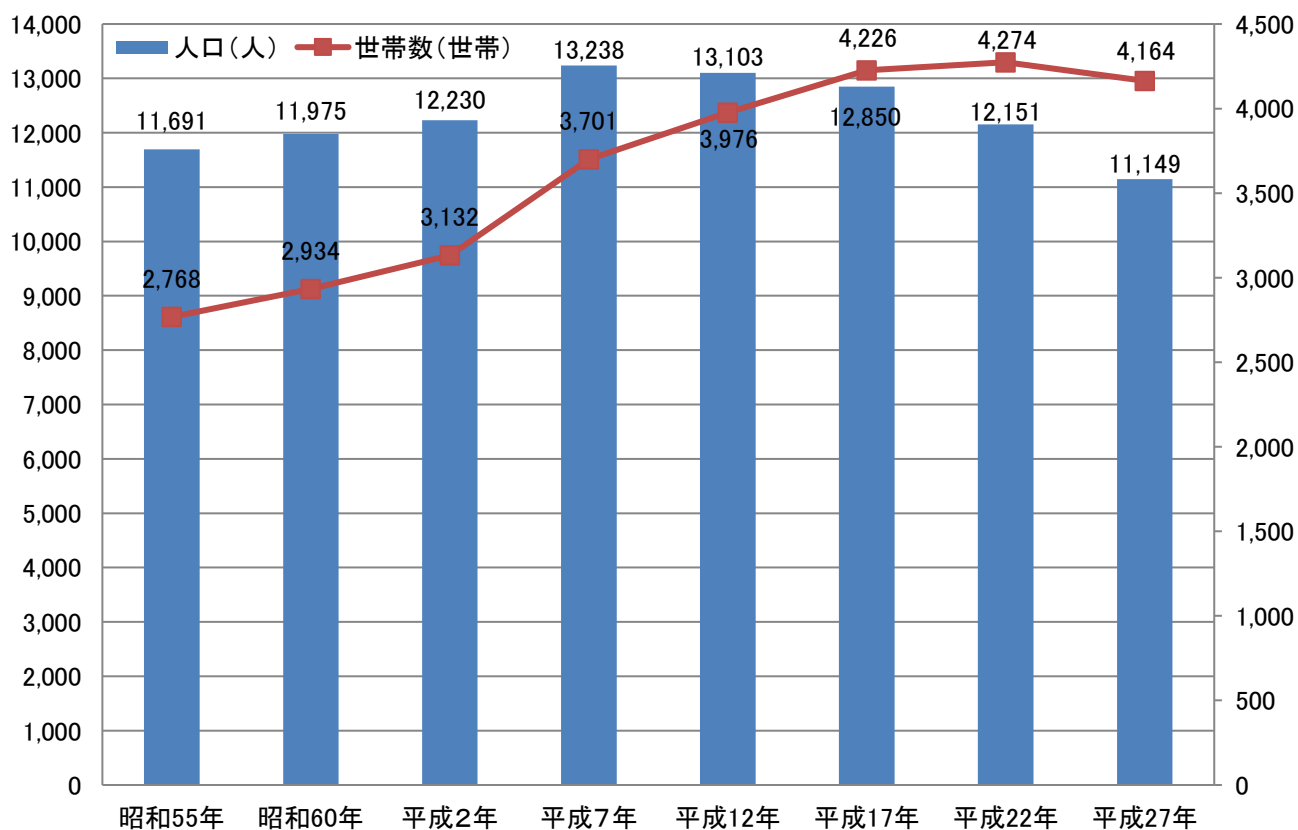
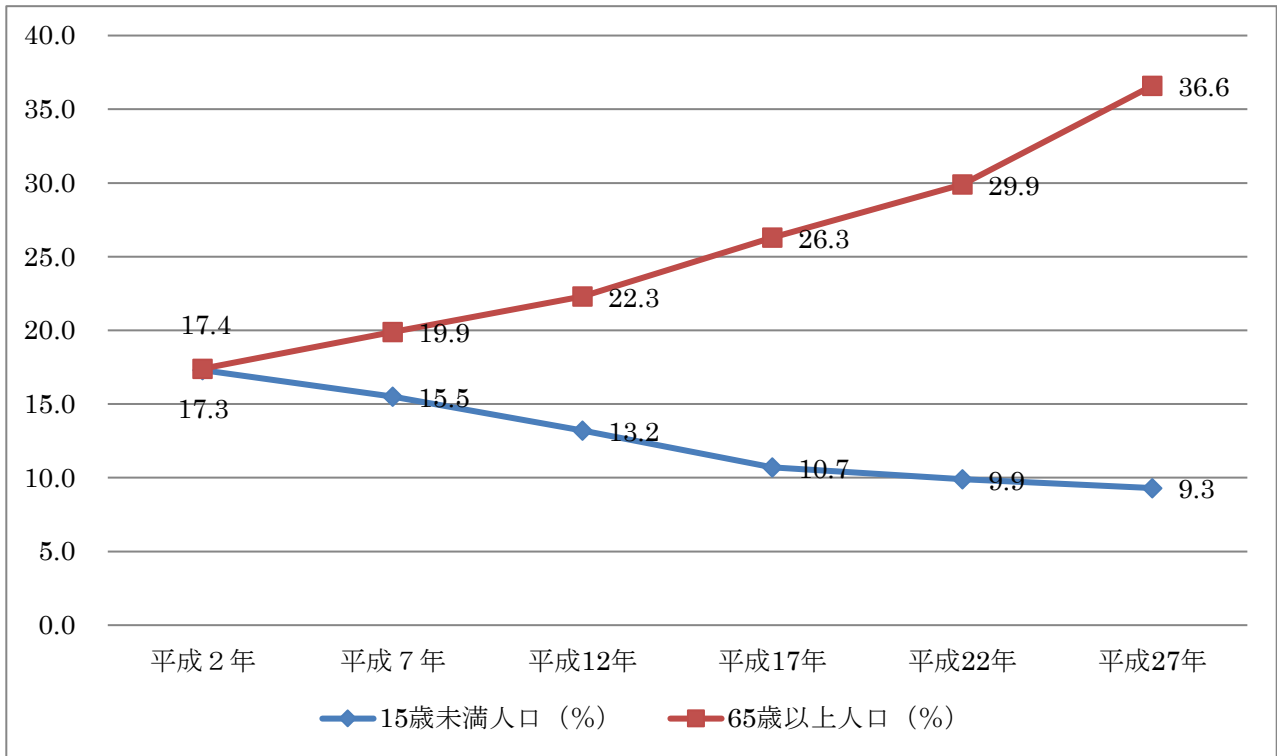


表 1-1 人口、世帯数の推移

年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)	前の年次からの人口増減	
				増減数(人)	増減率(%)
昭和55年	11,691	2,768	4.22	218	1.9
昭和60年	11,975	2,934	4.08	284	2.4
平成2年	12,230	3,132	3.90	255	2.1
平成7年	13,238	3,701	3.58	1,008	8.2
平成12年	13,103	3,976	3.30	▲135	▲1.0
平成17年	12,850	4,226	3.04	▲253	▲1.9
平成22年	12,151	4,274	2.83	▲699	▲5.4
平成27年	11,149	4,164	2.65	▲1,002	▲8.2

資料：国勢調査

図 1-4 15 歳未満人口と 65 歳以上人口の人口に対する割合の推移



- 高齢化社会 高齢化率 7%～14%
- 高齢社会 高齢化率 14%～21%
- 超高齢社会 高齢化率 21%～

●産業

- ・農業は、農家人口が減少する一方、農業産出額では減少傾向ではあるものの、近年は現状を維持しています。
- ・工業は、事業所数、従業員数及び製造品出荷額等、商業では商店数、従業員数及び年間販売額ともに減少傾向にあります。
- ・観光は、海水浴客の減少をスポーツ、一般観光客の増加が穴埋めし、東日本大震災の風評被害による減少も回復し、入込み客数は堅調に推移しています。  
※入込み客：観光地や遊園地などの施設、観光地域などの入場者数、来訪客のこと。
- ・近年「たまねぎ祭り」などのイベントで、農業と観光の連携が取られています。
- ・町全体の農業産出額、観光客数は、農業、観光ともに近年は堅調に推移していますが、国内他地域との競争が激しさを増す一方で、地域内での横の連携や事業者間の組織力を向上させる体制や仕組みづくりが必要です。

表 1-2 専・兼業別農家数の推移

(単位：指数、構成比、%)

年次	農家戸数 (戸)		専業		一種兼業		二種兼業		農家人口 (人)
	実数	指数	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和60年	1,072	0.84	150	14.0	171	16.0	751	70.0	5,341
平成2年	993	0.78	137	13.8	118	11.9	678	68.3	4,639
平成7年	856	0.67	126	14.7	98	11.4	632	73.9	4,112
平成12年	662	0.52	106	16.0	119	18.0	437	66.0	3,579
平成17年	588	0.46	107	18.2	103	17.5	378	64.3	3,081
平成22年	506	0.47	97	19.2	121	23.9	288	56.9	2,989
平成27年	437	0.41	108	24.7	96	22.0	233	53.3	2,489

資料：千葉県農業基本調査及び農林業センサス

表 1-3 農業産出額の推移

(単位：100万円)

年次	総額	耕種計										畜産	養蚕
		米	麦	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸作物	その他			
昭和50年	2,427	2,022	1,034	5	68	21	799	1	9	70	15	404	1
昭和60年	3,774	3,294	1,319	11	120	22	1,691	2	82	39	8	480	-
平成2年	3,762	3,382	1,192	3	125	20	1,914	1	21	96	10	380	-
平成7年	4,152	3,932	1,215	2	87	18	2,211	1	305	87	6	220	-
平成12年	3,490	3,290	1,060	0	80	20	1,780	0	280	70	10	210	-
平成17年	3,440	3,320	880	0	70	20	1,920	0	340	60	40	120	-
平成26年	2,610	2,500	710	0	130	10	1,350	0	240	60	0	110	-
平成27年	2,720	2,610	660	0	160	20	1,500	0	210	60	0	110	-

資料：千葉県農林水産統計年報（～平成17年）  
農林水産省HP（平成26・27年）

表 1-4 工業の推移（4人以上の事業所）

年次	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 2 年	43	935	1,399,809
平成 7 年	46	939	1,543,873
平成 12 年	47	949	1,710,972
平成 17 年	36	926	1,826,805
平成 22 年	30	805	1,663,077
平成 26 年	28	681	1,361,236

資料：工業統計調査

表 1-5 商業（卸売業、小売業）の推移

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭和 60 年	155	447	6,991
昭和 63 年	152	475	7,273
平成 3 年	133	489	8,580
平成 6 年	126	457	8,194
平成 9 年	117	437	9,970
平成 11 年	112	518	7,517
平成 14 年	113	546	9,199
平成 16 年	109	498	7,992
平成 19 年	99	496	7,696
平成 24 年	88	474	4,786
平成 26 年	73	368	5,299

資料：商業統計調査、経済センサス調査

図 1-5 目的別観光客数の推移（単位：千人）

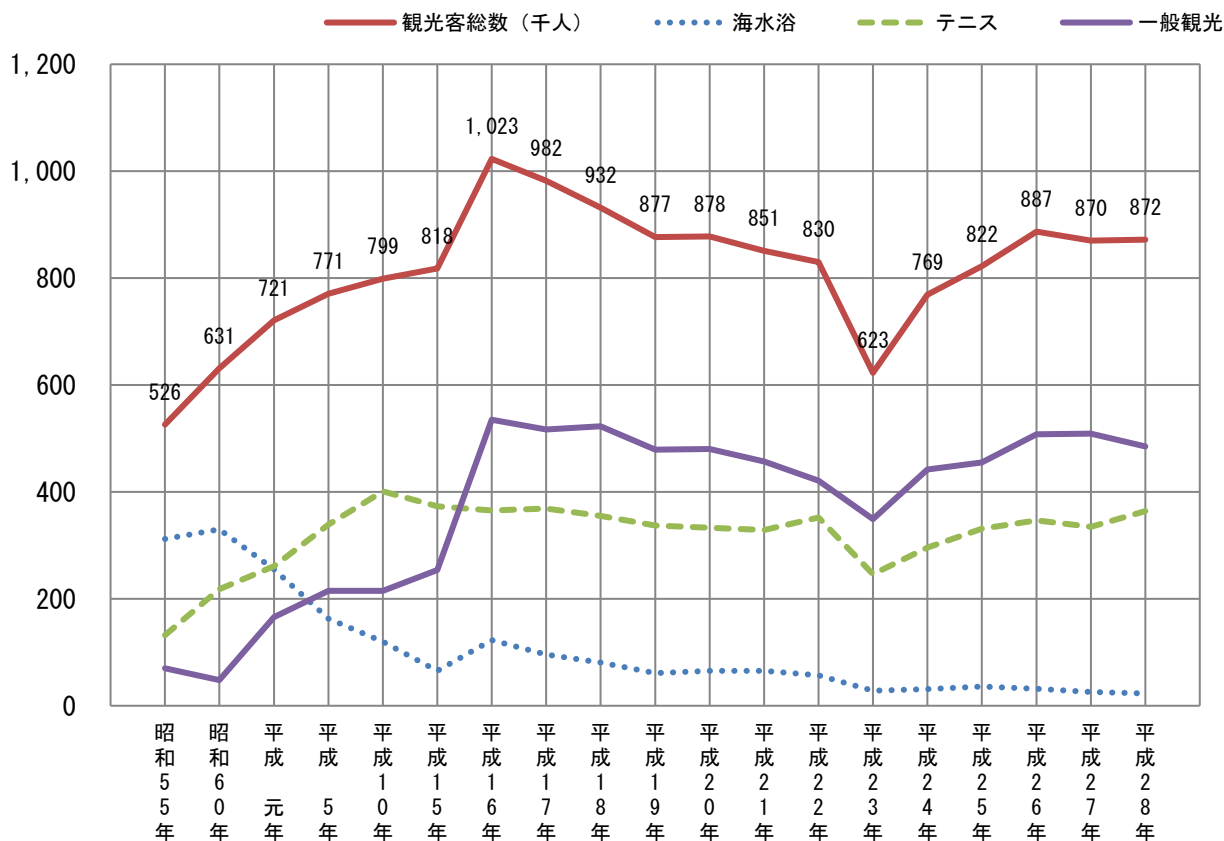


表 1-6 白子町への観光客数の推移

(各年 12 月末現在)

年次	観光客数 (千人)		目的別観光客数 (千人)				
	宿泊者	海水浴	テニス	一般観光	その他		
昭和 55 年	526	292	312	132	70	12	
昭和 60 年	631	366	330	218	48	35	
平成 元年	721	378	255	261	166	39	
平成 5 年	771	473	163	339	215	54	
平成 10 年	799	450	120	401	215	63	
平成 15 年	818	444	65	373	254	126	
平成 16 年	1,023	414	123	365	535	-	
平成 17 年	982	391	96	369	517	-	
平成 18 年	932	358	81	355	496	-	
平成 19 年	877	343	61	337	479	-	
平成 20 年	878	333	65	333	480	-	
平成 21 年	851	329	65	329	457	-	
平成 22 年	830	363	57	352	421	-	
平成 23 年	623	259	28	246	349	-	
平成 24 年	769	321	31	296	442	-	
平成 25 年	822	318	36	331	455	-	
平成 26 年	887	314	32	347	508	-	
平成 27 年	870	326	26	335	509	-	
平成 28 年	872	330	23	364	485	-	

資料：観光統計概要等

## ●土地利用

- ・近年、町内の土地利用に関して大規模土地開発のような大きな変化はありませんが、特徴として農地の遊休化が進んでいることが挙げられます。
- ・地球環境に関する意識が高まるなかで、豊かな自然環境を有する九十九里浜などにおいて、海岸浸食対策など環境保全の取り組みが進められています。
- ・町をとりまく近年の社会経済情勢下では、今後大規模な土地利用転換は見込みにくいため、土地利用に関しては、新たな宅地需要を受け入れるための施策から、農地をはじめ山林や原野を含めた土地の有効活用と地域環境の改善のための施策に重点が移ってきているとみられます。

表 1-7 土地利用現況

(単位：ha、%、各年 1 月 1 日現在)

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		H17~H27 の変化	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	H27- H17	H27/H17
田	877.5	32.0	874.6	31.8	873.8	31.8	▲3.7	1.00
畑	583.2	21.2	575.4	20.9	569.5	20.7	▲13.7	0.98
宅地	407.5	14.8	417.3	15.2	420.7	15.3	13.2	1.03
池沼	0.6	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	▲0.1	0.83
山林	139.0	5.1	133.3	4.9	130.2	4.7	▲8.8	0.94
原野	13.4	0.5	12.8	0.5	12.7	0.5	▲0.7	0.95
雑種地	164.4	6.0	171.8	6.3	177.1	6.4	12.7	1.08
その他	560.4	20.4	560.3	20.4	565.5	20.6	5.1	1.01
合計	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,750.0	100.0	-	-

資料：固定資産の価格等の概要調査等

注記：その他は非課税地積



●住民活動

・白子町では、福祉、教育、環境などの各分野において、以下の住民活動が行われています。

保健・福祉－社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、食生活改善協議会などによる各種福祉活動

教育－体育協会、青少年育成白子町民会議、獅子舞保存会、函尻保存会などの文化協会による各種スポーツ・教育文化活動

産業－白子町農業振興協議会、白子町農業研究会、各種農業生産組織、九十九里浜観光振興活性化連絡協議会などによる各種産業活動

環境－不法投棄監視員、環境美化推進員、九十九里浜の自然を守る会などによる環境づくり活動

●財政

・財政収支は安定しているものの、近年の自主財源は横ばい傾向であり、地方交付税の削減により、予算額が減少する傾向にあります。

・本格的な高齢化社会の到来により、民生費の支出が拡大しており、投資的経費は減少する傾向にあります。

・今後の行財政運営に関しては、重点的で効率的な施策展開と多様化する住民サービスへの対応のため、町民と行政の協働による効果的な行財政運営が必要とみられます。

表 1-8 普通会計決算の推移（歳入）

（単位：千円、％）

区 分		平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	1,223,917	31.3	1,301,206	27.9	1,295,742	21.3	1,259,723	26.0
	分担金及び負担金	16,578	0.4	10,140	0.2	10,193	0.2	6,933	0.1
	使用料及び手数料	194,885	5.0	117,453	2.5	118,367	1.9	118,058	2.4
	財産収入	2,261	0.1	1,821	0.0	3,441	0.1	2,154	0.0
	寄付金	1,150	0.0	9,535	0.2	9,777	0.2	16,056	0.3
	繰入金	109,514	2.8	2,406	0.1	56,350	0.9	63,824	1.3
	繰越金	198,711	5.1	219,249	4.7	373,289	6.1	328,802	6.8
	諸収入	111,671	2.9	132,353	2.8	134,341	2.2	99,355	2.0
	小計	1,858,687	47.5	1,794,163	38.5	2,001,500	32.8	1,894,905	39.1
依存財源	地方譲与税	143,783	3.7	83,179	1.8	71,443	1.2	70,825	1.5
	交付金	228,715	5.8	166,425	3.6	240,593	3.9	203,560	4.2
	地方交付税	1,091,981	27.9	1,359,064	29.1	1,594,613	26.2	1,444,391	29.8
	国庫支出金	104,194	2.7	557,088	11.9	574,673	9.4	568,239	11.7
	県支出金	155,348	4.0	452,220	9.7	441,631	7.2	412,951	8.5
	町債	329,500	8.4	252,200	5.4	1,169,000	19.2	254,200	5.2
	小計	2,053,521	52.5	2,870,176	61.5	4,091,953	67.2	2,954,166	60.9
歳入総額		3,912,208	100.0	4,664,339	100.0	6,093,453	100.0	4,849,071	100.0

（注 1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注 2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

表 1-9 普通会計決算の推移（歳出）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費		3,242,443	87.5	3,409,231	78.6	4,341,853	75.3	3,884,230	83.7
	義務的経費	1,661,844	44.8	1,789,018	41.2	1,835,885	31.8	1,861,884	40.1
	人件費	1,116,794	30.1	1,066,398	24.6	1,078,740	18.7	1,075,076	23.2
	扶助費	206,901	5.6	379,961	8.8	474,714	8.2	500,860	10.8
	公債費	338,149	9.1	342,659	7.9	282,431	4.9	285,948	6.2
	物件費	545,775	14.7	459,702	10.6	751,329	13.0	798,850	17.2
	維持補修費	17,942	0.5	25,086	0.6	23,518	0.4	30,262	0.7
	補助費等	691,823	18.7	739,202	17.0	1,245,987	21.6	705,683	15.2
	経常的繰出金	301,117	8.1	384,404	8.9	483,330	8.4	486,218	10.5
	経常的/貸付金等	23,942	0.6	11,819	0.3	1,804	0.0	1,333	0.0
投資的経費		345,032	9.3	806,510	18.6	1,298,171	22.5	648,886	14.0
	普通建設事業費	344,696	9.3	806,510	18.6	1,298,171	22.5	620,369	13.4
	災害復旧事業費	336	0.0	0	0.0	0	0.0	28,517	0.6
積立金		88,925	2.4	96,742	2.2	94,120	1.6	91,793	2.0
投資出資貸付金		110	0.0	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
繰出金		30,726	0.8	21,418	0.5	25,507	0.4	15,051	0.3
歳出総額		3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	5,764,651	100.0	4,639,960	100.0

（注1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

表 1-10 普通会計決算の推移（歳出／目的別）

（単位：千円、％）

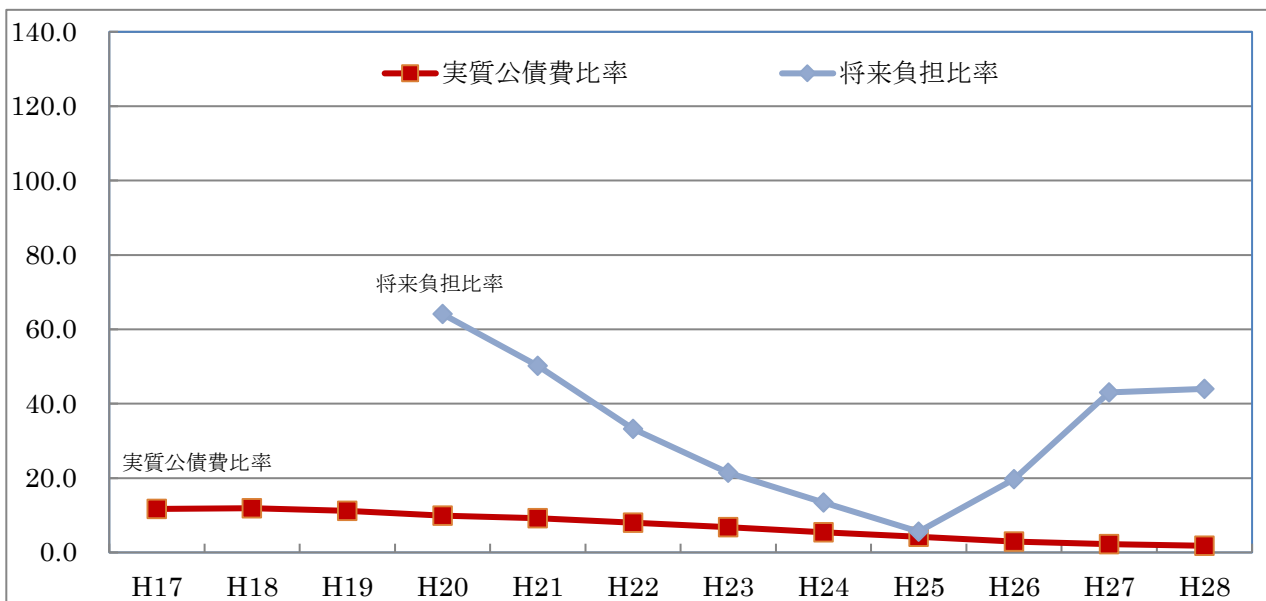
区 分	年 度	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費		87,997	2.4	80,575	1.9	87,546	1.5	85,009	1.8
総務費		660,285	17.8	662,582	15.3	725,683	12.6	788,996	17.0
民生費		855,048	23.1	1,258,051	29.0	1,311,603	22.8	1,332,310	28.7
衛生費		528,912	14.3	535,431	12.3	478,547	8.3	504,816	10.9
農林水産業費		151,781	4.1	173,944	4.0	805,351	14.0	277,455	6.0
商工費		161,698	4.4	84,861	2.0	129,181	2.2	81,805	1.8
土木費		279,619	7.5	231,632	5.3	1,040,371	18.0	594,135	12.8
消防費		213,248	5.8	208,325	4.8	264,344	4.6	205,333	4.4
教育費		430,163	11.6	755,841	17.4	634,594	11.0	355,636	7.7
災害復旧費		336	0.0	0	0.0	0	0.0	28,517	0.6
公債費		338,149	9.1	342,659	7.9	282,431	4.9	285,948	6.2
諸支出金		0	0.0	5,000	0.1	5,000	0.1	0	0.0
歳出総額		3,707,236	100.0	4,338,901	100.0	5,764,651	100.0	4,639,960	100.0

（注1）総務省が実施している地方財政状況調査に基づく数値を記載しています。

（注2）構成比は、表示単位未満を四捨五入して端数処理しているため、表内の計算が合わない場合があります。

図 1-6 実質公債費比率及び将来負担比率

(単位：%)



○実質公債費比率（早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%）

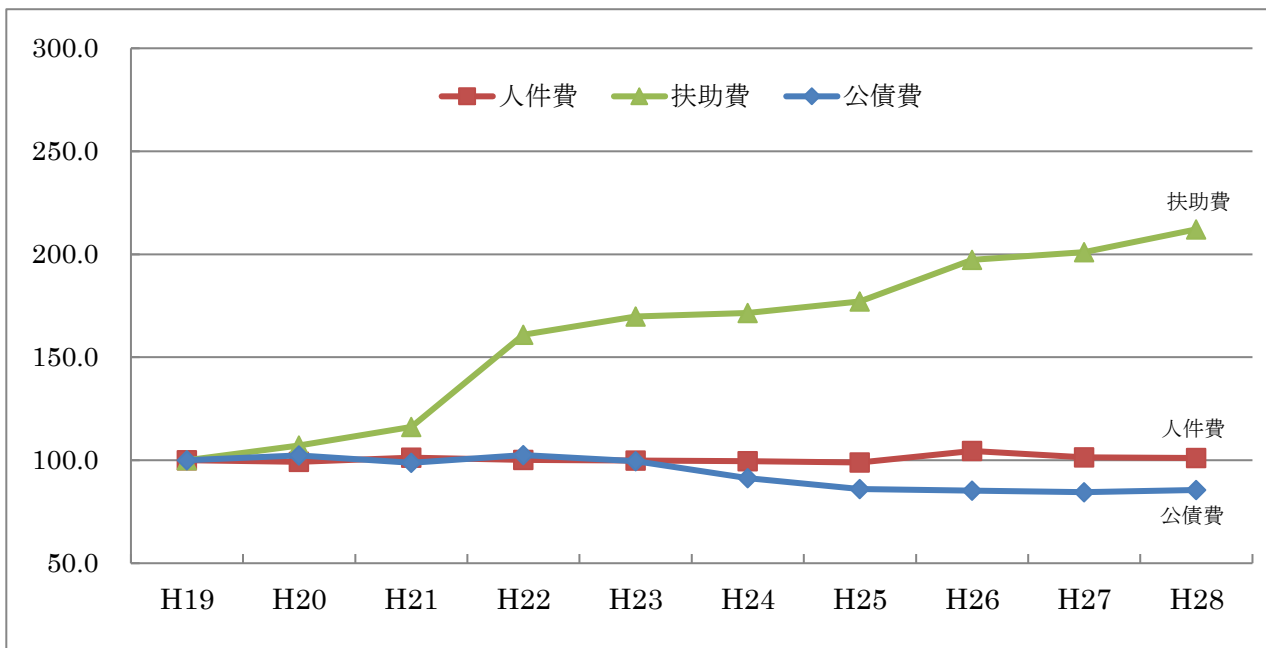
地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○将来負担比率（早期健全化基準 350.0%）

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

図 1-7 義務的経費の状況

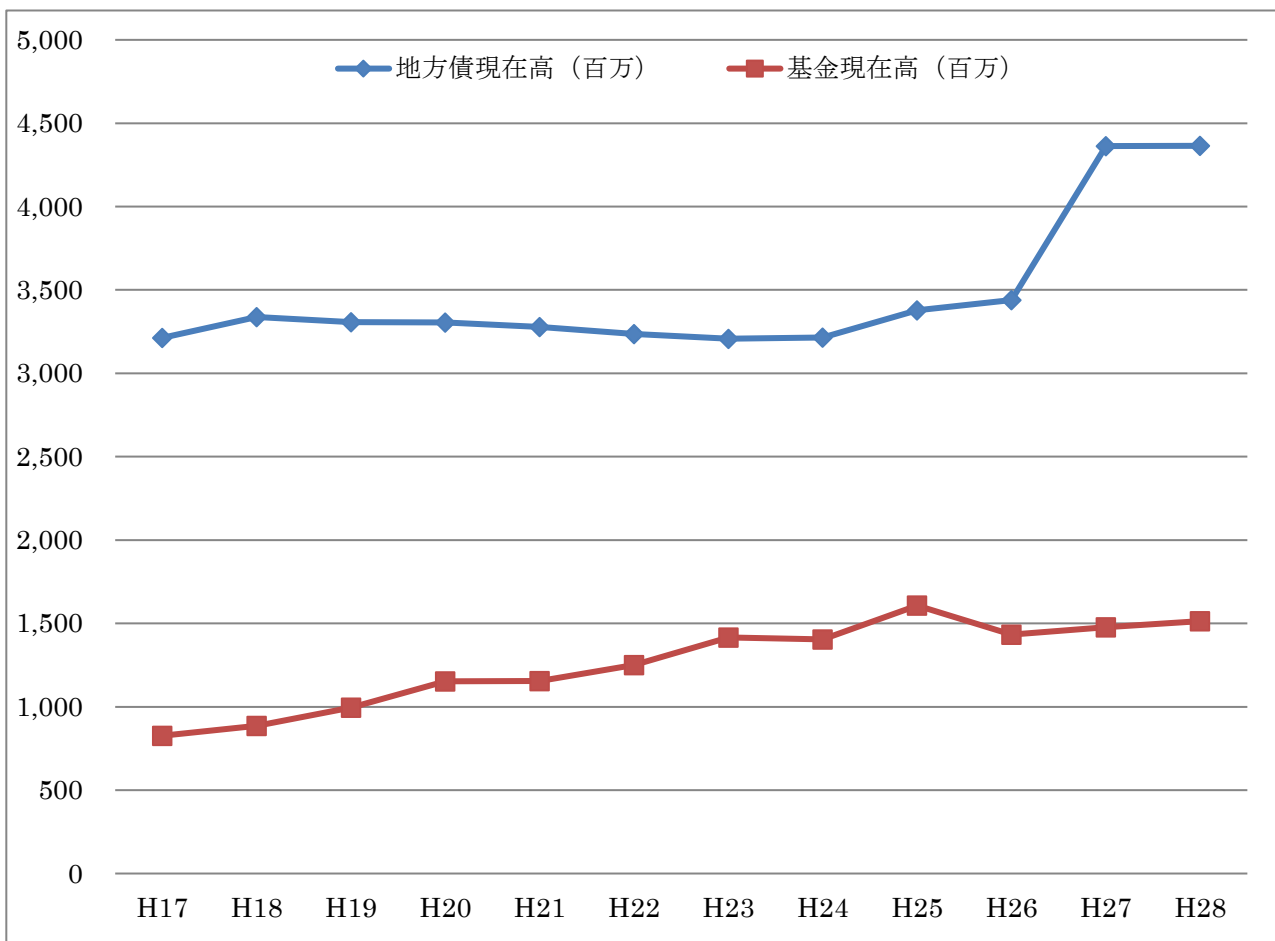
(単位：%)



○扶助費 社会保障制度の一環として、低所得者、要援護高齢者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費です。

○公債費 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金です。（例：地方道路等整備事業債、義務教育施設整備事業債、臨時財政対策債など）

図 1-8 地方債現在高及び基金現在高



- 地方債 地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。(例：地方道路等整備事業債、義務教育施設整備事業債、臨時財政対策債など)
- 基金 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるものです。(例：財政調整基金、防災基金など)

### 3. 町をとりまく社会動向

#### ●少子高齢化・人口減少社会への対応

- ・わが国は、今後本格的な人口減少社会を迎えることが予想され、平成 38 年(2026 年)に人口 1 億 2,000 万人を下回り、平成 60 年(2048 年)には 1 億人を下回ると予想されています。全国的な少子高齢化時代を迎え、白子町でもその傾向が進んでいます。少子高齢化とこれに伴う人口の減少は地域の社会・経済に大きな影響を及ぼします。地域全体で子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりなど保健・医療・福祉といった分野の他にも、高齢者がいきいきと元気に暮らせるためのまちづくり、人口減少による公共施設の適正な利用のあり方など、少子高齢化、人口の減少は地域の暮らし全般に関わる課題となります。

#### ●安心・安全意識の高まり

- ・甚大な被害をもたらした東日本大震災を契機として、自然災害に対する安心・安全への関心が高まっています。また、食に関する安全性の問題や新たなウィルスの脅威など暮らしの安全への意識も高まっています。今後は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められます。

#### ●産業経済の状況

- ・バブル経済崩壊以降、国内の景気は長期に低迷が続いておりましたが、アベノミクスによる成長戦略などの政策により、首都圏などでは景気の回復が見られるものの、本町の経済状況は依然として低迷を続けています。人口減少、少子高齢化など先行きが不透明な状況にありますが、基幹産業である農業及び観光を中心に、地域資源を生かした商工観光業の振興、農業振興による 6 次産業化など人材の育成とともに持続可能な経済に向けた取り組みが必要です。

※6次産業化とは、農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を旨とする経営手法。

#### ●地方創生の推進

- ・接続可能な地域づくりへの機運の高まりが見られ、地域活性化に向けた取組は、国の重要課題として位置づけられ、地域活性化のための様々な法律に基づき、地域の創意工夫による取組に対して支援が行われています。都市間競争の激化により、地域の個性を生かし、魅力を高め戦略的な自治体経営も重要となっています。国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「東京一極集中の歯止め」「地域の特性に即した地域課題の解決」の 3 つの視点を基本にした地方の創生が求められています。

#### ●価値観及びライフスタイルの多様化

- ・近年、社会経済情勢の変化や余暇時間の増加、社会の複雑化によるストレスなどから、心の豊かさ、自然との触れ合い、家族と過ごす時間などの生活の豊かさやゆとりを、より大切にするようになってきています。
- ・人々の価値観やライフスタイルは、今後、ますます多様化していくと考えられ、ボランティアやNPOなどによる社会貢献活動にも関心が高まっています。

## ●環境保全への対応

- ・地球の温暖化などの地球規模の環境問題から、河川の水質、家庭からのごみ問題まで環境問題は幅広く人々の関心を集めています。循環型社会の取り組みとしては、循環の質にも注目する必要がある、ゴミの再資源化に比べ遅れているゴミの発生抑制、再資源化についての強化などを図ることが求められています。そのためには、環境保全意識を高め、大量生産・大量消費型のライフスタイルを見直し、環境への負荷を軽減させていくことが重要となっています。豊かな環境を保全・継承していくために、様々なレベルの環境問題について、日常生活や社会の仕組みを見直すなど、社会全体として環境保全や環境への負荷の少ない循環型社会を構築していく必要があります。

## ●情報発信と観光・交流の向上

- ・インターネットの普及・拡大等により、だれもが様々な情報にアクセスできることが容易になり、双方向の即時的な情報の交換が加速しています。こうした流れは今後もさらに進展することが予想され、特にスマートフォンなどの普及により、SNS、動画の視聴、Eコマースなどがモバイルで瞬時に利用可能となり、多くの人々が活用しており、今後は魅力ある情報による広域的な観光・交流活動の活性化が期待できます。また、高速道路網の整備により、人々の生活圈や行動圏もますます広域化する、「大交流時代」と呼べる新しい時代を迎えることとなりました。交流機能の拡大により、観光だけでなく、一次産業やサービス業への波及効果も期待できますが、今後さらに他地域との差別化を図る、町独自の発信力が問われることとなります。

※SNSとは、人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

※Eコマースとは、インターネットなどのネットワークを介して契約や決済などを行う取引形態のことで、インターネットでものを売買することの総称。

## ●地方分権と市町村財政

- ・地域主導型社会への動きが進み、基礎自治体である市町村の役割がより大きくなり、自主性と自立性が重要となっています。また、社会経済情勢がめまぐるしく変わる中、健全財政の維持と安定的な行政運営が今まで以上に求められます。

## 第2節 行政施策と参加と協働のまちづくりの実施状況

### 1. 行政施策の実施状況

#### ●事業推進の状況

- ・白子町の事業推進の状況を見ると、主要地方道茂原白子線バイパスなど一部の幹線道路の整備などを推進する一方、町道、排水施設などの都市基盤、農業基盤や、福祉、教育等施設（ハード施策）の整備は、概ね一段落している状況ですが、その施設の再整備と維持管理に係る費用が増加する状況にあります。

・今後、緊急に対応する必要のある施設整備事業を実施するより、既存の施設を効率よく多目的に活用し、地域振興をより進めていくため、仕組みの見直しが重要な課題です。

#### ●地域振興施策（ソフト施策）の状況

- ・現状での各分野の地域振興施策（ソフト施策）は、福祉、教育、産業、まちづくりなどの分野の枠内で実施され、その実施規模や施策対象が限定されている状況です。

・各分野の施策実施状況は、少子高齢化の流れ、住民ニーズの多様化などに配慮した施策を実施しています。しかしながら、施策の主旨や実施内容を精査すると内容的に重複しているものも見られることから、町全体としての効率的な施策実施にあたっては、分野をこえた連携による施策実施とその仕組みの強化が今後より一層必要です。

### 2. 参加と協働のまちづくりの実施状況

- ・現状での「参加と協働のまちづくり」は、個別分野毎にその関連組織との間で、行政主導での連携が図られている状況にあります。そのため、町民側の組織も個別細分化され、他分野の組織との活動調整や協力が図りにくい状況となっています。
- ・基本構想においては、行政と町民が対等の立場にたち、互いにニーズを出しながら協力し合う仕組み、分野毎はもちろん、より総合的な仕組みづくりを提案していますが、地域課題を共に解決していけるような参加と協働のまちづくりの仕組みは形成できていません。

・参加と協働のまちづくりは、行政主導により行われ、行政と町民が対等の立場にたち、対話をベースにしてお互いのニーズや役割分担を確認しつつ、参加と協働のまちづくりを推進する必要があり、その仕組みの見直しや強化に取り組む必要があるとみられます。

## 第3節 計画の出発点

### 1. 時代の変化に応じた地域振興目標の捉え方

#### (1) 地域環境問題への関心の高まりによる町の行政課題の変化

- ・ 地域の環境問題への関心は高まっており、住民の価値観の変化により、経済活動の充実から生活の質的充実へと転換を強めているといえます。そうしたなかで変化している住民の幸福感を見出す契機を、身近な場所や仕組みの中にかに作り出すかが、重要な行政課題になってきています。

#### (2) 地方分権化に対応した施策の重みづけについて

- ・ 地方分権化の動きは一層進展しています。地方分権化は、地方の特性とニーズにあった行政サービスの充実と効率化を目指すものでありますが、地方公共団体には財政負担が大きくなるというマイナス要因への対応が求められています。
- ・ そのため、一部事務組合方式などによる広域行政の推進によって財政負担の平準化や効率化が同時に進められており、この方向への施策シフトは医療や福祉分野などを中心に当分続くものと思われます。

※一部事務組合とは、地方自治法に基づき、普通地方公共団体(都道府県、市町村)や特別区が、事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。

- ・ プラス要因である地域の特性や住民ニーズへのきめ細かな対応については、住民ニーズが地域における生活の豊かさを希求する方向にあることを勘案すると、地域の文化や生涯学習分野の充実に着目する必要があります。また、地域の特性を發揮しつつ、より多くの情報交流を推進し、広域的な施策連携に配慮する必要があります。

#### (3) 住民参加の進展によるまちづくりの仕組みの変化

- ・ 近年、住民ニーズの多様化への対応や、地域の個性を生かしたまちづくりが求められることから、住民やNPO団体などが参加し、地域や個人の主体性を生かした協働型のまちづくり手法が注目されています。これは、地域に即した目標やサービスレベルを設定し、地域の特性や住民ニーズの多様化を的確に且つ柔軟な対応が可能なまちづくりの仕組みが求められていると受けとめる必要があります。

#### (4) 町の地域資源を活用した町民総参加のまちづくりが求められています

- ・ 町民憲章の「人間性あふれる豊かなみのあるまち」の実現に向け、白子町本来の地域資源を見つめ直し、活用した、町民総参加のまちづくりが求められています。



(5) 多様な町民の生活価値や、身近な資源に着目した生活の充実が求められています

- ・白子町は、千葉市や茂原市の通勤圏となっており、近郊農業として野菜や園芸、テニスや九十九里浜の観光振興など、多様な事業の可能性が考えられます。町民からみれば、町がそのいずれかを選択するのではなく、ゆっくりとではあっても、それぞれの可能性を拡大することで、町民をとりまく生活環境や生活を支える機能が充実し、その結果として、潤いのある生活ができることが重要であると考えているようにみられ、多様な町民の生活価値や、身近な資源に着目し、多くの町民が充実した生活をおくれるための施策が求められています。

(6) 近隣市町村等との交流及び連携により、新たな活力を生みだすまちづくりが求められています

- ・人口は減少し、実感なき景気拡大が続くなかでのまちづくりにおいては、近隣市町村との交流及び連携と共に都市部との交流により、新たな活力を地域に呼び込み、地域の活性化を推進することが必要です。白子町は、スポーツ・観光などのまちとしての特徴を有し、大会・イベントなどが開催され、交流及び連携の素地は整っており、交流及び連携をとおして、県内外の住民の夢も実現できるまちづくりが求められています。
- ・また、個性ある地域づくりの進展により、行政サービスの内容にも地域差が発生し、人々が自分の価値観やその地域の特徴などにより居住地を選択する時代になり、白子町の特徴、個性を生かした交流及び連携やPRにより、人口受入れを積極的に促進していくことも求められています。

(7) 町民みんなの生活充実意欲を後押しするまちづくり推進の仕組みづくりが求められています

- ・町民の多様な生活価値を把握しながら、生活の質的充実を後押しするまちづくりを推進するためには、多様なニーズを柔軟に受けとめる、まちづくり推進の仕組みづくりが重要であり、その体制づくりが求められています。

## 第2章 計画の体系

### 第1節 計画の名称

- ・本計画は、「白子町第5次総合計画」と称します。

### 第2節 目標年度、計画の構成

- ・本計画は、平成39年度(2027年)を目標年度として、基本構想・基本計画をもって構成します。

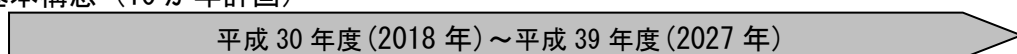
#### 【基本構想】

- ・将来における白子町の望ましい姿を想定し、それに至るまでの施策の大綱を明らかにするもので、平成30年度(2018年)を初年度、平成39年度(2027年)を目標とする10か年の長期構想です。

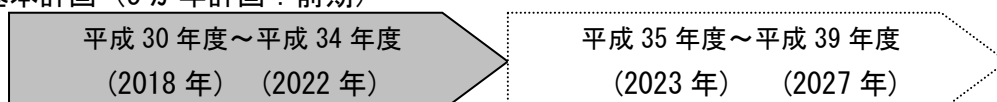
#### 【基本計画】

- ・基本構想に描かれた将来像及び施策の大綱を実現するために、必要な課題や施策を体系的に明示するもので、計画期間は、平成39年度(2027年)を最終年度とし、10年後に到達すべき目標を定めた上で、平成30年度(2018年)から平成34年度(2022年)までの5年間に実施すべき取組などを前期基本計画として策定します。また、それまでの進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、平成35年度(2023年)から平成39年度(2027年)までの5年間の後期基本計画を策定します。

#### 基本構想 (10か年計画)



#### 基本計画 (5か年計画：前期)



# 第3章 まちの将来像

## 第1節 基本構想の目標

### ○町民憲章

青い海原 緑の松 伝説を秘めた南白亀川の流れ わたくしたちは恵まれた自然と希望に満ちたこの郷土を愛し「人間性あふれる豊かなみのりあるまち」をめざしてこの憲章を定めます。

1. 笑顔でたがいに助けあいやすらぎのある明るいまちをつくりましょう。
1. 創意をもって仕事に励みゆとりある豊かなまちをつくりましょう。
1. 自然を大切に清潔で安全な住みよいまちをつくりましょう。
1. 子どもたちの夢を育て教養と文化の香り高いまちをつくりましょう。
1. スポーツを楽しみ心身ともに健康で活力のあるまちをつくりましょう。

### ○基本構想の目標

- ・町民憲章では、町民が白子町で暮らしやすい生活をおくるだけでなく、心豊かな生活をおくることをめざしています。10年後の白子町を展望し、すべての町民が快適に暮らし、住み続けたいと思うまちづくりを進めることにより、いままで以上に人が集い、まちが賑わい、町民の笑顔が広がることを目標にし、白子町第5次総合計画では、

## 「笑顔 元気 ずっと暮らしたい町 しらこ」

をテーマとします。

- ・なお、テーマを実現するため分野別のサブテーマを次のとおりとします。

### 「健幸で『いきいき・のびのび』地域のでまちづくり」

#### —生活関連分野（福祉、教育、文化など）

- ・健やかに安心して暮らすため、より地域に即した生活ニーズに対応し、地域の特性を生かし、笑顔あふれるまちをつくりまします。

### 「にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり」

#### —産業、経済、環境関連分野

- ・白子町の特徴を生かした豊かで住みやすいまちづくりを推進するために、地域資源の特徴や個性を発見し、活用をするとともに地場産業を元気にします。

### 「参加と協働のまちづくり」

- ・参加と協働のまちづくりを推進する仕組みづくりをさらに推進し、計画的で効率的な行財政運営を進めます。

## 第2節 人口

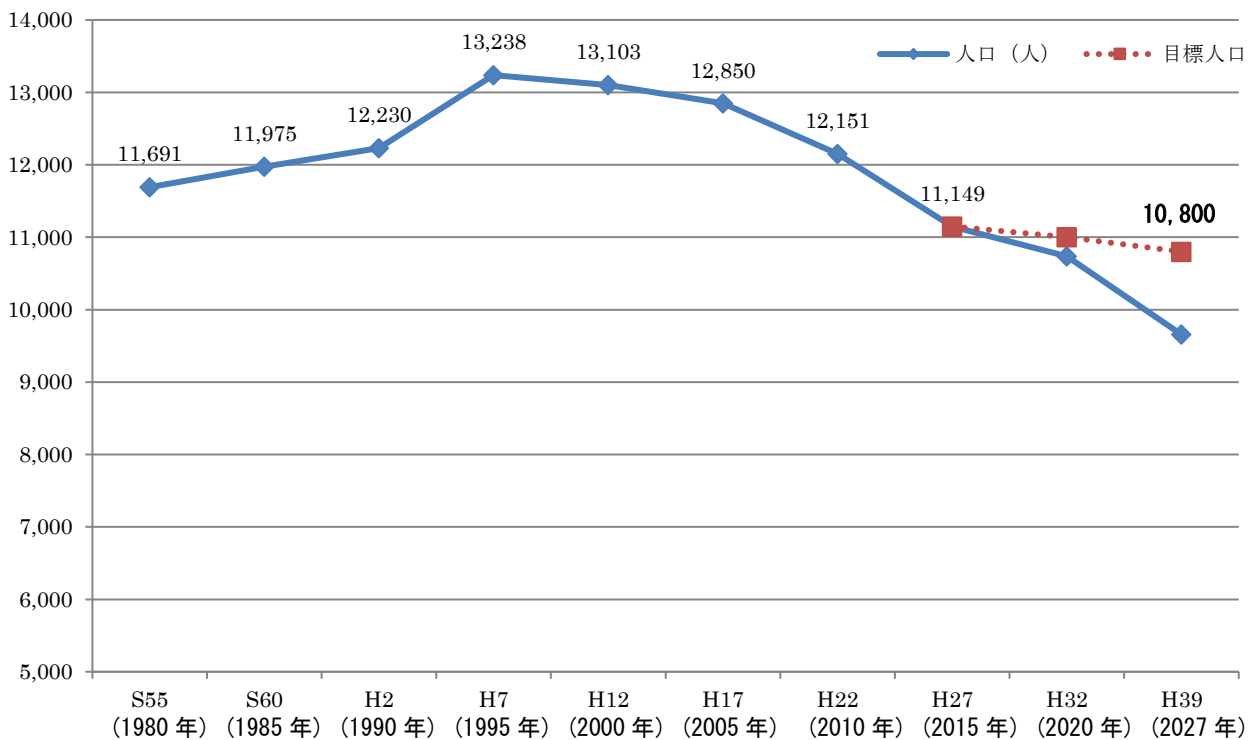
- ・前基本構想策定以降における白子町の10年間の人口推移は、減少傾向にあるが今後、人口受入れや移住定住施策の促進を図ることによる人口減少に歯止めをかけ、

基本構想の将来人口の目標を

平成39（2027年）年に**10,800人**といたします。

図1-9 白子町の人口予想図

（単位：人）



1980 から 2015 年は国勢調査に基づく。

2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計に準拠。ただし、年齢不詳者数を除外。

※国立社会保障・人口問題研究所とは、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関



保育園児によるチューリップの植え付け

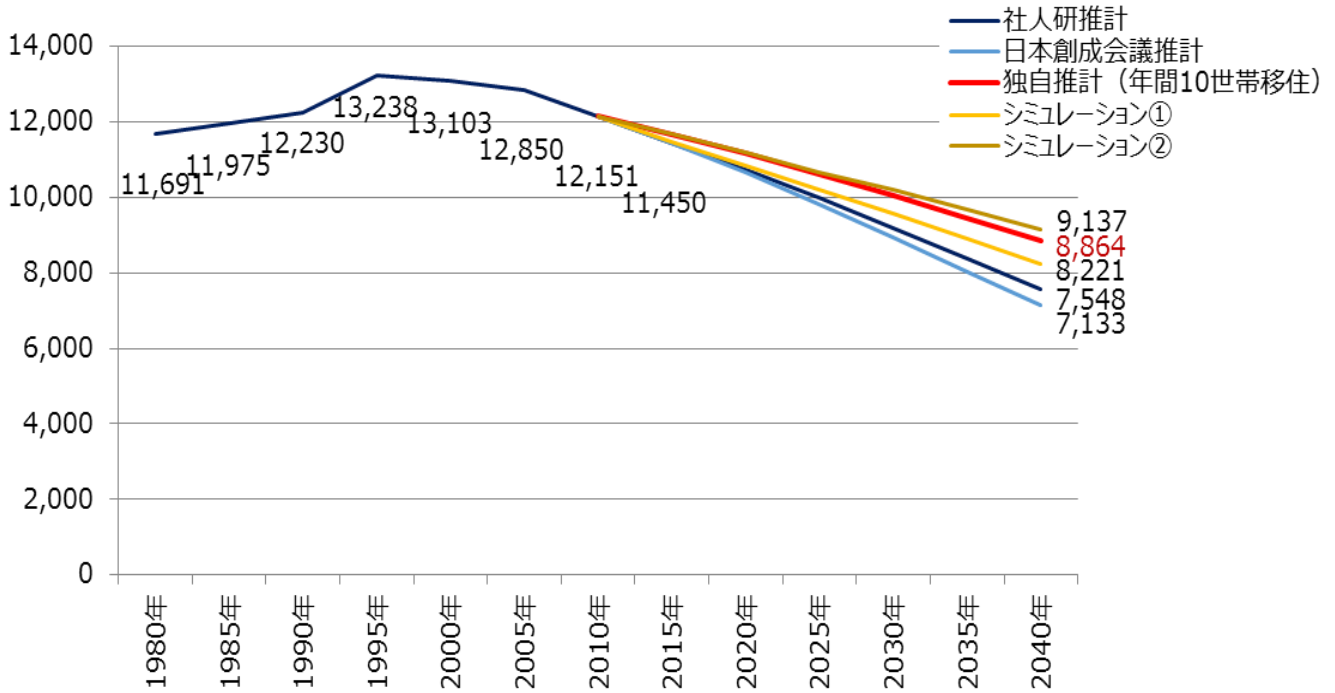
●白子町人口ビジョン・総合戦略における白子町が目指すべき人口（参考）

1. 白子町が目指すべき人口

現在の白子町の小学校（3校）を統廃合しない人口を維持することを前提<sup>1</sup>として、毎年4人家族10世帯が移住または転出抑制をした場合の総人口を推計すると、以下のように2040年には8,864人の人口となります。これを実現することができれば、社人研推計値よりも2040年時点で約1,300人多くなる見通しとなります。

図 1-10 白子町の人口ビジョン・総合戦略人口予想図

（単位：人）



**社人研推計**：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

**日本創成会議推計**：全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値と概ね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創成会議推計準拠）

**シミュレーション①**：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

**シミュレーション②**：シミュレーション①、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション

白子町人口ビジョン・総合戦略における白子町が目指すべき人口の詳細は、「まち・ひと・しごと・創生 人口ビジョン・総合戦略（平成28年3月）」に掲載されています。

<sup>1</sup>町では小学生を各学年20人×6学年＝120人維持させることを目標に、コーホート変化率法から必要移住者数を算出しました。白子町には小学校が3校あるので、120×3＝360人の小学生を維持することが目標値となります。この手法で計算すると、30代前半夫婦+4歳以下の子ども2名の家族が毎年10世帯転入することにより、2040年の小学生数を360人以上維持できるという試算結果となります。

### 第3節 土地利用

#### ●土地利用の基本的な考え方

- ・ 現在までの本町の土地利用の動向及び現段階での主要な開発計画や構想などを勘案すると、計画期間内に大幅な土地利用の変化はないと予想されます。今後とも、自然環境と生活空間、農地、住宅地などが調和を保った総合的かつ計画的な土地利用を図っていくことが重要です。特に、住宅環境の維持、向上を図り、住民の多様な価値観を発揮することのできるまちをめざすことが基本であると考えています。

以下の4点を、本町の土地利用の将来目標とします。そして美しい自然の景観を保全しながら調和のとれた魅力的なまちづくりを創造し、多様性のある土地利用を目指していきます。

#### ●土地利用の将来目標

##### ①利便性の高い市街地の形成

- ・ 南白亀地区と白潟地区の海岸沿いの市街地に、まちとしての賑いを創造しながら安心・安全・快適な暮らしを実現していくため、すべての住民が利用しやすい市街地の形成を図ります。

##### ②農業的土地利用の保全

- ・ 農地は、農業生産の基盤であるとともに、自然的環境の形成や災害の防止に寄与することから保全を図ります。

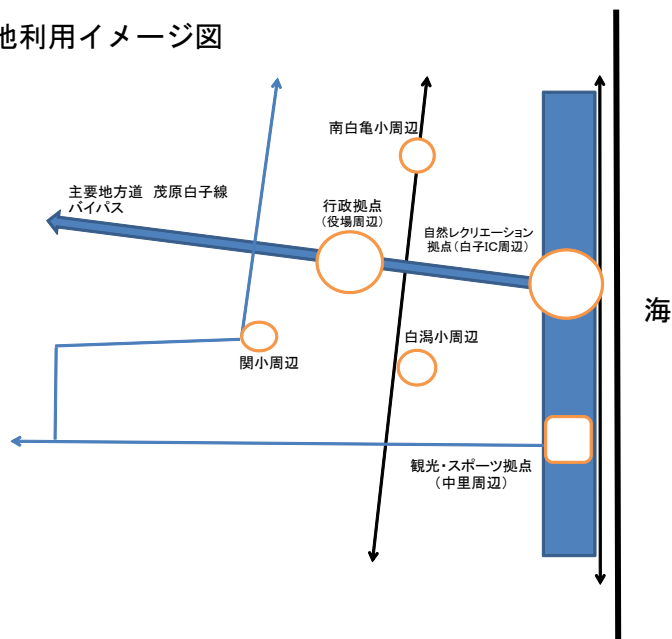
##### ③まちづくりの拠点の形成

- ・ 行政サービス（役場周辺）、自然レクリエーション（白子IC周辺）、観光・スポーツ（中里周辺）の3拠点を進めます。また、3拠点を結ぶ主要地方道茂原白子線バイパス、主要地方道飯岡一宮線に都市軸の形成を図ります。

##### ④地区コミュニティの形成

- ・ 南白亀・白潟・関の各地区にある小学校、保育所、ふれあいセンターを含めた周辺の3地区にコミュニティを形成するための活動場所の確保を図ります。

図 1-11 土地利用イメージ図



## 第4章 施策の大綱

### ・「施策の大綱」体系

#### 第1節 健幸で「いきいき・のびのび」地域の力でまちづくり

1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり
  - 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実
  - 保健事業の充実・医療サービス体制の確保
  - 安心して暮らせるまちづくりの推進
2. 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり
  - 学校教育の充実
  - 町民のための生涯学習システムの確立
  - 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
  - 文化の創造



#### 第2節 にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり

1. いきいき働く産業づくり
  - 農林業・水産業の振興
  - 商業・工業の振興
  - 観光の振興
2. 多彩で魅力あるまちづくり
  - まちの目標となる土地利用
  - 生活基盤の整備
  - 快適な地域環境整備



#### 第3節 参加と協働のまちづくり

1. 参加と協働のまちづくりの推進
  - まちづくりへの参加の仕組みづくり
  - 協働による「まちづくり活動」を推進していく仕組みづくり
2. まちの行財政運営
  - まちの行財政運営
  - 広域行政の推進



## 第1節 健幸で「いきいき・のびのび」地域の力でまちづくり

### 1. 健やかに安心して暮らせる体制づくり

#### ●施策の大綱

##### ○町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

今後も超高齢社会が予想されるなかで、町民が安心して暮らせるまちづくりのためには、地域のネットワークづくりが必要です。特に高次の施設を茂原市などの町外に依存する本町においては、町内でのサービス体制づくりが重要で、個々に行われている保健・福祉・介護サービスの連携強化とネットワーク化を進めます。

町内でのきめ細かな保健・福祉・介護サービス実現のためには、町民が自発的に日々の健康管理や健康増進を行うとともに、町が提供する保健・福祉・介護予防事業に積極的に参加し、いざというときに支え合える町民各々の福祉意識の高揚が重要です。そのために地域や高齢者一人ひとりの実情を把握し、有効なネットワークづくりを進めます。

今後は、高齢化が進んでいるなかで、高齢者の介護予防に関する取り組みや活動を重視し、地域において自分らしく生き生きとした生活をおくれるよう支援しつつ、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めます。さらに、高齢者が元気であり続けるためには、介護予防・健康づくりが大切であり、そのような取り組み・活動への積極的な参加を促し、支援する体制づくりを進めます。

一方、少子化の流れに対応するために、女性の社会参加を支援する総合的な保育体制の確立と場所の維持を進めます。障がい者、低所得者に対しては、家庭の実情に応じ生活相談や各種支援事業を進めます。

##### ○保健事業の充実・医療サービス体制の確保

町民が安心して暮らせるための基本は、町民一人ひとりの健康保持であり、そのための保健事業として、乳幼児から高齢者までの各年齢層段階に応じた健診や予防接種及び生活習慣病予防に効果のある各種検診・保健指導事業などを進めます。特に生活習慣病の予防や介護予防の充実を図るため、運動の推進や食生活の改善などの事業を充実させます。また、核家族化、少子化が急速に進行するなか、町民が安心して出産、育児ができるようにするため、母子保健や子育てに関する相談対応、個々に応じた支援を進めます。

町民の健康な暮らしを支える地域医療については、二次待機病院の充実を図りながら救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを進めます。

##### ○安心して暮らせるまちづくりの推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点に基づき、自ら災害対策を平常時から備える『自助』意識の醸成、自主防災組織への資機材支援、防災訓練を通じた災害時の行動の習得など、町民一人ひとりの防災意識の向上に取り組みます。

交通安全や防犯については、町民の意識の高揚を図るとともに、事故・犯罪抑止の環境整備を計画的に進めます。



津波避難訓練(白湯小学校)



## 2. 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

### ●施策の大綱

#### ○学校教育の充実

学校教育は町の次代を担うひとづくりの基本であり、昨今の情報化、国際化などの大きな社会情勢の変化、平成32年度(2020年)から小学校、平成33年度(2021年)から中学校で完全実施される新学習指導要領に対応したカリキュラムの強化を進めます。

また、生まれ育った郷土を愛し心豊かでたくましい人材を育成するため、地域に対する愛着や自覚が重要であり、白子町の地域特性を生かして、地域の歴史や、農業・観光などの地場産業知識及びスポーツの町としての体育の振興などの特色ある教育内容の強化を進めます。

教育施設については、既存施設の老朽化の度合いと施設に求められる機能などを勘案して、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定し、学校施設の長寿命化計画に基づき適切に施設の補修改良工事を進めます。また、基礎学力の向上と学習意欲の向上の実現のため、ICT教育の推進を図ります。

#### ○町民のための生涯学習システムの確立

町民にとって魅力ある生涯学習を推進するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」、必要に応じて気軽に学習でき、また、学習した成果が社会に生かされる環境づくりの整備が必要です。

まちづくりの主役は町民であり、町民と行政が一体となって、「参加と協働によるまちづくり」を実現するため、町民の学習ニーズを把握し、学習意欲を高め、自発的な参加と活動ができ、また家庭・学校・地域が連携して、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

社会教育施設については、日常的な町民相互の語らいやコミュニティ活動及びまちづくり活動の場など、多様な社会活動ニーズに対応して既存施設の機能を拡充します。そのために、白子町公民館や青少年センター及び国民体育館の利便性を高めるとともに、施設利用については、町民はもとより観光客や町外居住者への開放も進めます。

#### ○生涯スポーツ・レクリエーションの振興

白子町の発展のためには、テニス、グランドゴルフなどのスポーツ・レクリエーションを中心とした年間約90万人程度の観光客のニーズを、どのように町が取り込むかが重要です。そのため、できるだけ多くの町民がスポーツに親しむために「スポーツ・レクリエーション活動」を振興し、町民と観光客とのスポーツをとおした交流の機会を確保することにより、地域振興や観光振興につなげるまちづくりを進めます。

また、スポーツ振興の目標として、2020年に行われる東京オリンピック・パラリンピックを契機にスポーツのまちとして町民のスポーツ振興意欲の更なる向上を図るとともに、町民スポーツの拠点となる施設整備を進めます。

町民スポーツ振興については、町民と行政であり方を慎重に検討し、町民スポーツの活動支援体制の確立を目指し、町民の活動ニーズにあわせた多様な施設確保を進めます。さらに、スポーツに関する情報や知識を町民に普及させ、スポーツのまちの主役である町民の知識と意識の高揚に努めます。

#### ○文化の創造

白子町の文化については、町をとりまく状況が日々変化しても、先代から伝わる獅子舞、御田植祭などの伝統文化が町民文化の基本にあり、その保存継承に努めます。特に若い世代や観光客などへの文化の伝承機会を設け、その活動を進めます。

一方、町に新たな活力を与えるために、新たな文化の醸成を推進するとともに町民の国際交流、国内他地域との交流及び町民交流の機会を確保し、広域的な文化活動を推進し、交流による新たな文化の醸成を進めます。特に、観光客(スポ

一ツなどの合宿客、イベント参加者など)と町民との交流を進め、町民が、他の多様な文化に触れる機会を創出します。

また、町の地域性や歴史をふまえ、伝統に根ざしつつも新しい地域文化の醸成と育成に努め、文化活動をとおして近隣市町村の中での独自性を発揮できるまちづくりを進めます。

## 第2節 にぎわいと活力にみちた魅力あふれるまちづくり

### 1. いきいき働く産業づくり

#### ●施策の大綱

##### ○農林業・水産業の振興

消費者に選ばれる農産物産地の確立に向け、安全・安心な農産物生産、農産物産地強化、地元農産物のブランド化のための取り組みを支援します。

経営感覚に優れ、協調性のある経営体の育成に向け、中核となる農業経営体の育成を進めるとともに、元気で多様な営農体制づくりを支援します。また、経営体を支える安定的な生産基盤の確保が必要である観点から、生産性の高い基盤の整備を進め、優良農地の保全や確保に努めます。

多様な人材の参加による、農村環境の良好な保全、観光農業による地域づくり、景観資源としての農地活用、魅力ある地域づくりを進めます。

水産業については、内水面及び海面漁業振興のため、淡水魚や貝類の種苗放流、水産業の経営安定のための組合組織の強化、後継者の育成などを進めます。

##### ○観光の振興

町をとりまく観光地及び観光産業の競争が激しく、町内個々の観光事業者の事業展開の成果を把握するとともに、町民と行政により白子町としての総合的な振興の方針検討と体制づくり(町の観光PRなど)を進めます。

観光の季節集中を改善するために、町の自然資源や各種の町内資源を見つめ直すことによって、観光の通年化を支える新たな観光資源を発掘します。その際には、町民と行政により観光資源の育成方向を検討し、振興を図ります。

観光資源としてのテニスなどのスポーツや、南白亀川や九十九里浜などの自然資源を活用した総合的な環境(施設)を整えるために、既存の公的観光施設、民間観光施設の体系的な整備や活用の方策を検討するとともに、白子町観光の核となる施設の整備を検討します。

町内の主要な道路では、豊かな風景や景観形成に資する道路づくりを進めるとともに、統一的な観光案内施設やサイン(案内表示)を設置します。

一方、町内で行われている各種観光イベントを推進し、年間を通じた体系的・統一的なイベントの開催を進めます。

農業と観光の連携を支援し、地域活性化を兼ねた観光客誘致を進めます。

##### ○商業・工業の振興

町内の商業振興を図るために、消費者の購買指向を把握し、各商店の経営改善と魅力ある商業地づくりを進めます。また、町の道路体系や計画的土地利用方針にあわせ、町の核となる商業機能形成を進めます。

一方、観光客のみやげ品などの購買ニーズやレストランなど飲食ニーズに対応するため、商業振興のあり方を検討し、特産品やみやげ品の開発を進めます。

商工業振興の基本は商工業者の自助努力が基本であり、白子町商工会や町内商工業者の活動の活性化を促すとともに、新たな起業者の育成、支援や企業誘致などの可能性を追求します。

## 2. 多彩で魅力あるまちづくり

### ●施策の大綱

#### ○まちの目標となる土地利用

白子町の土地利用は、海岸地区の旧県道沿いに集落や商業施設、テニス関連施設が集まる以外は、田園と集落が分散し公共施設整備の効率化が図りにくい土地利用構造となっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、限られた財源のなかでまちづくりを進めるためには、公共投資についての新たな視点が必要です。

このような状況のなかで、計画的で効率的な土地利用と公共施設を整備して、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な『土地利用ガイドライン』の策定を進めます。

#### ○生活基盤の整備

道路整備については、体系的な道路網形成の促進のために、白子町と近隣市町村とを連絡する主要地方道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。

道路整備には、地域の環境美化や景観形成及び高齢者にやさしいまちづくりの考え方などの多様なニーズに合わせたきめ細かな道路整備を進めます。また、交通事故を未然に防ぐため、対策に万全を期します。

一方、町民の公共交通機関である乗合バスについては、利用ニーズにあわせ、運行本数や時間帯、経路について、事業者などとの協議を進めます。

公園緑地は、単なる公共施設としてではなく、町の総合的な景観を形成する環境資源として体系的な整備を図り、既存の公園施設などの有効活用について見直すとともに、町の土地利用ガイドラインにあわせ、特色のある公園緑地整備の検討を進めます。また、緑地については、九十九里浜の保安林などを中心とした骨格的な緑地軸づくりを進めます。さらに、町内で稀少な神社林などの既存緑地についてはその保全に努めるとともに、道路、公園及び主要な公共公益施設内を緑化し、新たな緑地空間づくりを進めます。

一方、九十九里浜沿いの自然公園区域内緑地（保安林）については、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討するとともに、その利用について国、県など関係機関との協議を進めます。

町内の上水道・ガスの安定供給を図るとともに、自然環境と調和するエネルギー技術の導入を進めます。生活雑排水及びし尿については、合併処理浄化槽の適正管理とコミュニティ・プラントの接続促進を図ります。

ゴミ処理については、体系的なゴミの減量化、町民及び行政各々のゴミ処理活動などとの連携を図り、不法投棄監視員、環境美化推進員などと協力して不法投棄の防止及び監視を図ります。

また、地球温暖化防止対策として再生可能エネルギーの活用を進めます。

#### ○快適な地域環境整備

町の地域環境は、九十九里浜などの良好な自然環境に包まれているものの、一方で農地の遊休地化などを防止するための対策、良好な地域環境形成のために自然と調和した美しいまちづくりと環境美化運動の推進が必要です。

美しいまちづくりについては、町を訪れる方々並びに町民に喜ばれる環境や景観づくりの推進を目指し、街路樹や花などの植栽及び管理を進めます。

環境美化運動については、町民一人ひとりの自助努力によるところが大きく、町民と行政による取決めとともに、環境美化推進員及びボランティア団体と行政との活動の連携を図り、体系的な環境美化の仕組み強化と活動を進めます。

また、道路、公園、主要な公益施設内の緑化と豊かな景観づくりを進めるとともに、農地、集落（屋敷林）、平地林などの白子町らしい特徴を生かした地域景観形成を進めます。

一方、公害対策としては、水質汚濁など各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を進めます。

## 第3節 参加と協働のまちづくり

### 1. 参加と協働のまちづくりの推進

#### ●施策の大綱

##### ○まちづくりへの参加の仕組みづくり

参加と協働によるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんの、まちを良くしたいという意欲を生かし、町民の発意をまちづくりに生かしていく仕組みをつくる必要があります。

その仕組みの基本として、町民主体で意見交換、情報交換を行うための場を展開していきます。既存の自治会活動やサークル活動を活かして町民交流が活発に行なわれ、より多くの人々がまちづくりに対する意見や提案を述べられる機会をつくります。

まちづくりに対する意見や提案を把握するために、町民の皆さんと行政の意見交換や提案の場を設けるほか、意見や要望、提案を日常的に受け付ける行政窓口や体制づくりにより町民一人ひとりがまちづくりに参加できる機会をつくりま

す。

一方、町民の皆さんに対しては、まちづくりの目標や課題についての情報を提供して、各種研修活動、国際交流、他地域との交流活動の場を確保していきます。各種の情報を町民と行政が共有することによって、まちづくり活動に対する意識や知識を一緒に高められるようにしていきます。

##### ○協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

町民からのまちづくりについての意見や提案を「まちづくり活動」へ反映させる仕組みがなければ、町民と行政の活動は一過性のものになりかねないため、「まちづくり活動」を継続していくために、現在進められている既存のまちづくり活動を体系的に把握します。また、新たにまちづくりへの参加意欲がある町民に対して、既存のまちづくり活動情報の提供や活動参加を仲介して、新しいまちづくり活動の組織化を支援します。

「まちづくり活動」は、町民の積極的な参加と協働によって成長していくことが重要で、「まちづくり活動」のテーマは興味を引く内容で身近な問題であることが求められます。そこで、町民と行政が一体となって、活発な「まちづくり活動」のきっかけとなるようなプロジェクトを提案し、実行していきます。プロジェクトをとおして、町民の参加意欲を高め、総合計画に掲げるまちづくりの実現に資するような「まちづくり活動」の方向性について、町民と共に見定めていきます。

町民の「まちづくり活動」を定着させ、まちの発展により有効なものとしていくために、行政担当者や既存の各種町民活動団体との交流や意見交換を図り、活動に対する適切な支援体制を進めます。

さらに「まちづくり活動」には、それを担っていく人材の育成が必要となるため、町民と行政が協力して、「まちづくり活動」のリーダー育成を進めます。

## 2. まちの行財政運営

### ●施策の大綱

#### ○まちの行財政運営

行政運営においては、白子町行財政改革プランに基づき、事務事業、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、行政の情報化を図るとともに、公共施設の設置及び管理運営の合理化を進めます。

財政においては、町全体としてのまちづくりの目標や目標実現のための事業優先度に応じ、重点的に事業が推進できるように財政運営を配慮します。また、自主財源の確保に努め、計画的な事業の推進とともに効率的な財政運営を進めます。

#### ○広域行政の推進

長生郡市及び周辺も含めた近隣市町村が有機的に連携し、効率的な行政運営、行政施策を進めるために、主体的にその体制づくりを進めます。特に、スポーツや文化の面においては、既存のイベントや新たな取り組みをとおして、先導的な役割を担っていくものとします。

広域事務や業務については、その範囲の拡大と他市町村との調整機能の充実をはかり、合理的で効果的な行財政運営を進めます。

## 第5章 総合計画の重点施策

### 重点施策1：町民の健康づくり支援体制と子育て支援

#### －【重要課題1】少子超高齢化への対応－

##### (1) 健康づくり支援体制

- ・町民一人ひとりが健康について意識して、自分自身の健康管理や健康づくり活動を自主的に行うことを目的に、次の施策を進めます。
  - ①個別健康教育の強化
  - ②生活習慣病予防や介護予防事業
  - ③食生活についての勉強会
  - ④糖尿病重症化予防の取り組み

##### (2) 地域での子育て応援体制の構築

- ・保育所や民生委員児童委員を中心とした行政側からのアプローチと、地域の子供会や子育てサークルなどの自主的な活動との連携を強化し、地域での総合的な子育て応援体制を構築します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援により、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、支援体制を構築します。
- ・白子町子ども・子育て支援事業計画の施策の体系に基づき、地域の状況に応じた子育て支援策を進めます。
- ・女性の社会参加を支援するための保育の場を確保し、安心して子育てができる環境などの整備を進めます。
- ・子どもたちが健やかに育つため、将来を見据えた計画的・効率的な保育所及び児童遊園などの整備・補修を行っていきます。

### 重点施策2：人口受入れ、移住定住促進のための支援の充実

#### －【重要課題2】人口減少社会への対応－

##### (1) 人口受入れの方策

- ・白子町の個性や特徴に価値観を見いだし、町へ転入する方などに対し各種支援を進めます。

##### (2) 移住定住促進の支援

- ・町民の定住を促進するために、各種支援を進めます。
  - ①町内での起業者及び就労希望者に対する支援の充実
  - ②若年層へのマイホーム取得事業
  - ③町有地の無償譲渡
  - ④空き家の利活用

## 重点施策 3 : 防災・減災対策の推進

### －【重要課題 3】防災・減災への対応－

#### (1) 防災体制の強化と防災・減災対策の推進

- ・ 地域防災計画に基づき、災害発生時の人的被害を最小限にするため、災害に強い防災体制、防災情報伝達体制、避難路、一時避難施設、避難所、資機材の整備の強化を図ります。
- また、津波・高潮・河川の氾濫などの災害の未然防止対策を進めます。

#### (2) 防災意識の醸成

- ・ 防災マップなどにより町内防災施設の周知を図るとともに、自主防災組織や自治会などと協力し、防災訓練などを実施し、町民の防災意識の醸成を図ります。

#### (3) 耐震化の促進

- ・ 既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造などの防災対策に努め、耐震化を進めます。

#### (4) 広域的な防災体制の推進

- ・ 防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、近隣市町村で災害に対応する体制づくりを進めます。